

第三十五号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 百七十四万七千七百七十七円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 一万三千五百円

債権発生日 平成二十六年一月二十日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(二) 債権イ 債権の額 一万八千九百円

債権発生日 平成二十六年二月十八日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(三) 債権ウ 債権の額 百六十万九千五百五十八円

債権発生日 平成二十八年三月二日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四

号）第七十八条

(四) 債権工

債権の額 三万五千二百七十三円

債権発生日 令和二年八月二十一日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(五) 債権才

債権の額 三万五千二百七十三円

債権発生日 令和二年八月二十一日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(六) 債権力

債権の額 三万五千二百七十三円

債権発生日 令和二年八月二十一日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

三 放棄する理由

債権者が令和二年八月二十日頃に死亡し、当該債務者の法定相続人が存在しないことから、債権を回収する見込みがないため。

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。